

空き家等対策の新しい補助事業の開始

(問) 都市整備課 ☎ (43) 1647

5月より空き家等対策の新たな補助が開始されました。メニューについては次のとおりです。

※これらの補助を利用する際は、市へ空き家の登録が必ず必要です。ここでいう「空き家」とは、6カ月以上居住されていない家屋を言います。

適正管理

▶ 空き家相続登記補助

空き家の適切な登記を促進するため、空き家の相続登記をする際の司法書士などへの支払いの一部を補助
 ・上限10万円 補助率10 / 10



活用

▶ 空き家購入補助

空き家の活用を促すため、江田島市内の方が本市内の空き家を購入する費用の一部を補助
 ・上限30万円 補助率3 / 10

▶ D I Y 用具・材料購入補助

空き家を購入する方および賃貸する方が、D I Y で修繕する際、市内の業者で工具や材料を購入する費用の一部を補助
 ・上限5万円 補助率10 / 10
 ※1軒につき1回、年度内3回まで分割利用可能

除却

▶ 空き家除却支援補助

空き家の除却および跡地の利活用促進のため、空き家を市内の業者を利用して除却する費用の一部を補助
 ・上限10万円 補助率1 / 10

▶ 除却後跡地適正管理補助

空き家を除却する時に跡地を(1)オリーブなどを植え、適正に管理する方、(2)アスファルトなどで跡地を舗装する方について、その工事費などを補助
 (1)植樹時 定額3万円
 (2)舗装時 上限10万円 補助率1 / 2

～危険な空き家をなくそう～老朽化した危険空き家の解体費一部補助

(問) 都市整備課 ☎ (43) 1647

危険家屋除却事業

解体費用の一部を補助し、危険家屋の解体を促す事業です。補助を受けるためには、事前に危険家屋の認定を受ける必要があります。なお、過去に認定を受けられなかった場合にも再申請が可能です。

補助金額

・補助対象工事に要する経費の30%、かつ、30万円以下

受付期間

・認定申請 随時（申請から2週間程度）
 ・補助申請 6月1日(金)～11月30日(金)

※ただし、先着順で、申込みの状況により期間中でも受付を終了する場合があります。

認定の条件

- ・市内にある空き家の木造住宅
- ・危険度判定の基準値を超えること
- ・道路または現に使用されている住宅が存在する敷地に影響がある建物 など

補助の条件

- ・危険家屋の認定を受けていること
 - ・市内業者へ発注すること
 - ・危険家屋の所有者または相続人であること
 - ・危険家屋のある土地の所有者であること
 - ・税金などの滞納がないこと など
- ※新規補助の空き家除却支援金との併給はできません。また、利用前には空き家の登録が必ず必要です。

災害からわが家を守ろう～地震と土砂災害とがけ地～

(問) 都市整備課 ☎ (43) 1647

木造住宅耐震診断事業

木造住宅の耐震性を確認することで、住宅の安全に対する意識向上を図ります。

診断にかかる費用 無料

募集戸数 10戸

受付期間 5月1日(火)～6月29日(金)

※ただし、先着順で、予定戸数に達すると期間中でも受付を終了します。

対象となる住宅

- ・市内にある木造の住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工されていること
- ・個人所有の専用住宅または併用住宅で階数は3以下
- ・賃貸用でないこと など

申込資格

- ・住宅の所有者などであること
- ・税金などの滞納がないこと

木造住宅耐震改修促進事業

木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助します。

補助金額 最大60万円

募集戸数 1戸

受付期間 5月1日(火)～10月31日(水)

※ただし、先着順で、予定戸数に達すると期間中でも受付を終了します。

対象となる住宅

- ・市内にある木造の住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工されていること
- ・個人所有の専用住宅または併用住宅で階数は3以下
- ・賃貸用でないこと など

申込資格

- ・補助対象住宅に居住している所有者または相続人であること
- ・税金などの滞納がないこと

建築物土砂災害対策改修促進事業

土砂災害対策のため、建築物の改修などに要した費用の一部を補助します。

補助金額 最大75万9千円

予定戸数 1戸

受付期間 5月1日(火)～10月31日(水)

※ただし、先着順で、予定戸数に達すると期間中でも受付を終了します。

対象となる建物

- ・居室（居間、寝室、事務所など）を有する建築物
- ・土砂災害特別警戒区域内に建っていること
- ・土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと

申込資格

- ・住宅の所有者であること
- ・税金などの滞納がないこと

がけ地近接等危険住宅移転事業

災害のおそれのある区域に建てられている住宅の移転（市内転居に限る）に要した費用の一部を補助します。

補助金額

- ・住宅除却に対する補助 最大80万2千円
- ・住宅購入の借入金の利子に対する補助 最大72万7千円（建物457万円・土地206万円・敷地造成59万7千円）

予定戸数 1戸

受付期間 5月1日(火)～10月31日(水)

※ただし、先着順で、予定戸数に達すると期間中でも受付を終了します。

対象となる住宅

- ・対象区域（急傾斜地崩壊危険区域・がけ条例建築制限区域・土砂災害特別警戒区域）内に建っていること
- ・区域に指定される前から建てられていること
- ・建築後の大規模地震、台風などにより安全上の支障が生じ、県が是正勧告などを行っていること

申込資格

- ・住宅の所有者などであること
- ・税金などの滞納がないこと